



雇用調整助成金の適用条件の緩和並びに拡充について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、雇用調整助成金の適用条件の緩和並びに拡充が行われました。

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

令和2年6月12日、国会で第二次補正予算が成立したことによって、雇用調整助成金について以下のような拡充が行われました。

改定等項目	原則	緊急対応期間	最新改正(6/12)
生産要件	3ヵ月10%以上低下	1ヵ月5%以上低下	左記に同じ
雇用保険	被保険者のみ	未加入者も対象	左記に同じ
助成率(規模別)	中小企業2/3 大企業1/2	中小企業4/5 大企業2/3	中小企業10/10 大企業3/4
計画届の提出	事前提出	事後提出 OK	5月19日以降不要
支給限度日数	1年100日3年150日	左記+緊急対応期間	左記に同じ
短時間休業	一斉休業のみ	単位別可	左記に同じ
日額上限額	8,330円	8,330円	15,000円
緊急対応期間	無関係	6月30日まで	9月30日まで

※助成率に関しては、解雇要件等の条件があります。 ※最大支給された場合のもので記載しています。

2 小学校休業等助成金(両立支援等助成金)

小学校休業等助成金(両立支援等助成金)についても雇用調整助成金と同様に拡充が行われました。

- ① 助成金額の上限額の引上げ
1人あたり日額8,330円 → **15,000円**に引上げ
- ② 対象となる休暇の期間を延長
2月27日から6月30日まで → **9月30日まで**に延長

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設

7月からの実施が予定されている新たな支援金です。休業手当が支給されない中小企業の従業員へ直接国から支給される制度です。

- ① 対象者
令和2年4月1日から9月30日までに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で休業手当の支給を受けられなかった中小企業の雇用保険の被保険者
※雇用保険未加入でも当該支援金に準じた特別給付金が支給される予定
- ② 休業期間
勤務した日や育児休業等の休業日等を除いた日数
- ③ 支給日額
休業前6ヵ月のうち3ヵ月の賃金総額を90日で割った額の80% (上限11,000円)

CONTENTS

- 01. 新型コロナウイルス状況下における株主総会の開催について
- 02. 国税の納付方法 各種給付金等の課税関係
- 03. 裁判手続のIT化について
- 04. 雇用調整助成金の適用条件の緩和並びに拡充について

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS 総合税理士法人
- NTS 総合弁護士法人
- NTS 総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS 総合社会保険労務士法人
- NTS 丸の内社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、病気をして初めて気づくことがあるように、今回のコロナ禍により、これまでの経済社会のありがたさを痛感する日々が続いています。コロナ禍による影響で人と人の接触を前提とするサービス業界(航空、観光、飲食等)の落ち込みは深刻なレベルに達し、緊急事態宣言解除による外出自粛・休業要請などが緩和されたとしても人々の行動パターンが変わることは避けられず、一刻も早いワクチン開発が待たれるところです。

それにしても、今回のコロナ禍で改め

て認識された問題は、IT活用の重要性ではないでしょうか。多くのビジネスマンがテレワーク(在宅勤務)を強いられ、リモート会議が当たり前の経済社会に一変しました。電子署名の普及や業務の見直しなど、業界慣行のそのものの見直しの契機にもなりそうです。

中小企業としては、将来世代の明るい未来のためにも、今回のコロナ禍での経験を活かし、これまで以上に強力なリーダーシップのもと、経済社会の変化に対応した抜本的な改革が求められているように思います。

新型コロナウイルス状況下における株主総会の開催について

この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、株主総会を開催することができないのでどうすればよいか、という相談をいただくことがよくあります。

株式会社においては、毎事業年度の終了後、一定の時期に定時株主総会を招集しなければならないのが原則です(会社法第296条第1項)。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の状況下であることから、この時期に定時株主総会を開催することはクラスター感染を引き起こす恐れがあります。

そこで、法務省がHP上に対応策を記載しています。抜粋すると、「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総

会を開催すれば足りる」というものです。

ただし、新型コロナウイルス感染予防のためには、人が集まらないようにすることが最も効果的です。株主が集まらなくても株主総会を成立させることができるシステムを以下で挙げていきます。

1 書面投票制度

株主総会において、株主が書面で議決権の行使をすることが認められています（会社法第298条第1項第3号）。この場合、株主総会は実際に開催されますが、株主は出席せずに書面で議決権を行使します。株主が1,000人以上いる株式会社では、原則として書面投票制度を採用しなければならないとされています（同法第298条第2項）。

2 書面決議

取締役または株主が、株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされます（同法第319条第1項）。この場合、株主総会はそもそも

開催されません。ただし、株主全員の同意が必要となるため、反対株主がいる場合には書面決議によることはできません。

3 テレビ電話会議システム

テレビ電話会議システムを用いて株主総会を開催することも可能です。海外など遠方にいる株主でも株主総会に参加できるので、これからますます有用となる開催方法であると思います。ただし、会議体としての体裁を保つため、双方向で意見のやり取りができるようなシステムでなければならぬので、株主の数が少ない会社でないとなかなかこのシステムを採用することは難しいでしょう。もっとも、現在Zoom飲み会が流行っているように、みんなが利用可能な便利なコンテンツが出てくれば、テレビ電話会議システムによる株主総会は増えていくと思います。

会 計 ・ 税 務

NTS 総合税理士法人

国税の納付方法 各種給付金等の課税関係



新型コロナウイルスで影響を受ける事業者向けに、各種給付金、補助金、助成金等が盛り込まれた補正予算が4月30日と6月12日に成立しました。そこで、これらの給付金等を実際に受け取った場合に課税されるのかどうかをまとめました。

なお、課税されるものであっても、厳しい経営環境にあって経費の方が多くかかっているようであれば、課税所得は生じず、結果的に課税対象とはなりません。

また、これらの給付金等を受け取った場合の消費税の取扱いですが、いずれの場合も資産の譲渡や役務提供の対価にはあたらないため、課税対象外となります。

課 税

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・農林漁業者への経営継続補助金
- ・文化芸術、スポーツ活動の継続支援
- ・東京都の感染拡大防止協力金
- ・雇用調整助成金
- ・小学校休業等対応助成金
- ・小学校休業等対応支援金

非 課 税

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金
- ・特別定額給付金
- ・子育て世帯への臨時特別給付金
- ・学生支援緊急給付金
- ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
- ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成



NTS 総合弁護士法人

裁判手続のIT化について

本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言（緊急事態宣言）がなされたことで、社会経済活動の全般に劇的な変化が生まれることになりました。弊所においても、早急にウェブ会議システムを導入し、遠隔での打ち合わせを行うようになり、今では、対面形式よりもウェブ形式での打ち合わせの方が多くなっております。今回は、裁判手続のIT化にまつわる改革をご紹介します。

1 新型コロナウイルス感染症流行以前の改革

今回の新型コロナウイルス感染症の問題の以前から、政府の日本経済再生本部の「裁判手続等のIT化検討会」（未来投資戦略2018／平成30年6月15日閣議決定）において、「裁判手続のIT化」が検討されておりました。本年2月3日から、知的財産高等裁判所に加え、高等裁判所本庁所在地にある8つの地方裁判所本庁において、「ウェブ会議等を活用した争点整理」の運用が開始されております。

我が国では裁判手続のIT化を、フェーズ1から3までの3段階を経て実現する予定となっております。現在はフェーズ1の段階で、現行法下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能なものを実施することになっています。

最終段階であるフェーズ3では、関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図り、「e-Filing（e提出：オ

ンラインでの訴え提起）」、「e-Case Management（e事件管理：主張・証拠への随時オンラインアクセス等）」、「e-Court（e法廷：ウェブ会議の導入等）」の「3つのe」の実現を目指しているとのことです。

2 新型コロナウイルス感染症流行以降の見通し

今回の新型コロナウイルス感染症の問題により、急速にシステム・IT機器等の整備がなされたため、「裁判手続のIT化」の実現が早まることも考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融庁、法務省、国土交通省、公正取引委員会、厚生労働省等の各省庁が情報発信をしております。事業者の方で資金繰りが悪化している、個人の方で収入が減少し生活状況に困窮している等お困りの場合には、利用可能な制度の調査や法的なご支援を致しますので、ご相談頂ければと存じます。